

山田みやこの活動報告

令和2年10月12日(月)

令和2(2020)年度 性暴力を考える講座(第2回)に参加

〈とちぎ性暴力被害者支援センターから見える性暴力〉

講師 荻津 守氏(栃木県済生会宇都宮病院事務部参与)

「済生会3つの目標」

- ・ 済 — 生活困窮者を^{すく}済^くう
- ・ 生 — 医療で地域の^{いのち}生を守る
- ・ 会 — 会を挙げ、医療・福祉の切れ目のないサービス

○ 病院の中に虐待対策委員会を設置し虐待かどうか判断する

メンバーは副院長、小児科医師、産婦人科医師、救急外来看護師、小児科看護師、事務職員、保安担当職員、医療ソーシャルワーカー

○ とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)の現状

面識のある人からの被害が大半を占めている。問題の奥深さと、精神的な苦痛が大きい。理解されない被害の問題点(被害者が悪い、抵抗できたはず等の二次被害)

○ 今後の課題

支援に繋がっている被害者はほんの一部で氷山の一角。相談窓口の周知・二次被害への配慮・10代の被害者が多いため学校、児童相談所、教育委員会、地域の密なる連携(居場所・学習支援・子ども食堂等)で支えるシステムが必要。

低学年からの性教育、被害後の生活を長期的に支援する必要性、情報の氾濫により正しい知識と間違った知識のギャップをなくす性教育。

※とちエールの役割は

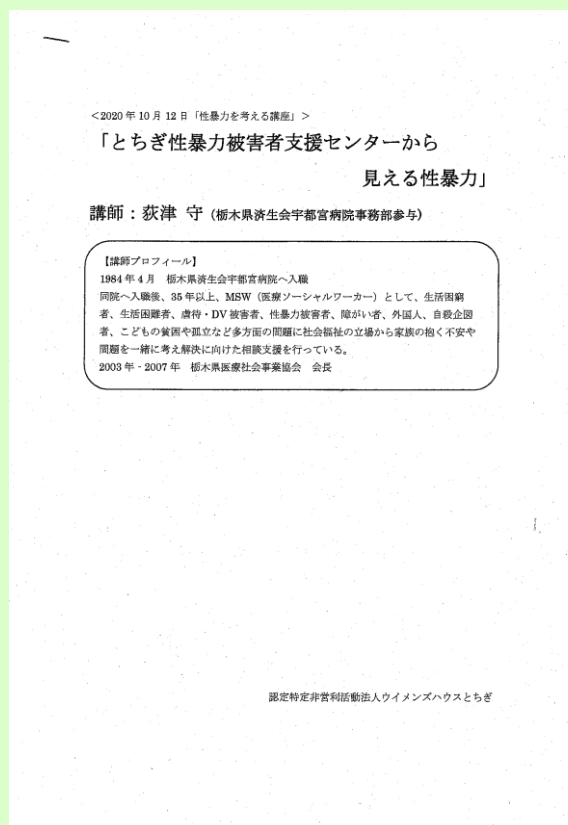
被害者に 自己責任ではない
適切に乗り越えられるために寄り添う
あなたは悪くないと伝え、みんなで守る
未来を諦めない子どもにしていくこと

〈売られる性・買われる性～女性相談の原点〉

講師 中村 明美氏(認定NPO法人ウィメンズハウスとちぎ相談役)

1) 性売買の現状

インターネットや携帯電話により若年女性をも巻き込んだ性売買が広がっているため未然防止が難しい。被害は年々低年齢化し、性被害にあう少女たちが後を絶たない。際限なく広がる性売買の問題に性を買う男性の顔は見えない。



2) 売春防止法と婦人保護事業

1956(昭和33)年 売春防止法が制定されたが売春を行う女子に対する補導処分、保護更生措置で買う側の男性は問われないという矛盾があった。現在、男女共同参画社会を目指す社会で女性の性の尊厳が問われている。ジェンダー指数153ヶ国121位という日本の女性の地位の低さは性売買の考え方や取り組みと無関係ではない。

3) 支援の現場

現在DV被害者の孤立と貧困、家庭の崩壊、障がい、若年女性の居場所喪失、性暴力、子どもの性的虐待など複合的な問題として現れていて、性の売買問題としての相談ではない。しかし男性からのモノのように扱われる性被害が精神的な影響を与える。自死などの自傷行為に及び心を病んだ人が少なからずいる。

※「性は誰も侵すことができない、その人自身のもの」ということを女性支援の原点としたい、というメッセージをいただいた。

